

は し が き

本書『日本法の中の外国法—基本法の比較法的考察—』は、2011年から2012年度にかけて、早稲田大学比較法研究所の研究プロジェクトとして開催された、全7回にわたる連続講演会「日本法の中の外国法」をもとに編まれたものである。

比較法研究所では、2001年以降、比較法研究をめぐる連続講演会、シンポジウム等を中心とする研究プロジェクトを実施している。それらを基礎とした研究成果を「叢書」として公開してきており、本書はその第6巻目にあたる。

連続講演会「日本法の中の外国法」は、田口守一前所長を中心に企画がなされた。その趣旨の詳細は、田口前所長の「序説」をご参照いただきたいが、日本法に継受された外国法の探求という新たな視点からのアプローチを試みた。これまでの比較法研究所の研究成果を受け継ぎつつ、これをさらに深化させることが期待される。

また、このように実定日本法を外国法の視点から分析し、比較法研究の対象とすることは、今後取り組まれるべき日本法の海外発信に当たっても、外国人による日本法理解にとって有益であろうと思われる。むろん、このような分析が国内的にも日本法の理解を深めるであろうことは言うまでもない。

連続講演会の構成について、具体的には、田口前所長、菊池馨実幹事、中島徹前研究・企画委員長を中心に検討を重ねた結果、憲法、民法（財産）、民法（身分）、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法のいわゆる基本六法を対象とすることになった。それぞれ、基調講演は外部講師に依頼し、基調講演に対するコメントを早稲田大学比較法研究所の兼任研究員が担当し、司会者を立てて両者が討論をすることとした。外部講師の人選は、担当する兼任研究員に依頼した。

結果として、我が国の諸法領域を代表する研究者を講師としてお迎えすることができた。まことに光栄でありお礼のことばもない。また、コメント、司会をお願いした主に本研究所の研究員各位にもお礼を申し上げたい。

連続講演会の第一回は、東日本大震災の3か月後であった。それにもかかわらず、予定どおり、全7回の講演会が実施できたこと、また、各回、大勢の研究者・学生の参加があったことにも感謝したい。

2年間にわたる連続講演を一書にまとめるものであるため、刊行の遅滞は、早い時期の講演者の諸先生はじめ、執筆者の多くの皆様に多大なご迷惑をおかけする結果となってしまった。お詫び申し上げる。

最後に身内のことになるが、原稿督促を含む編集事務全般にわたって献身された研究所スタッフ、助手の皆さんのご助力がなければ本書の出版は覚束なかった。記して感謝申し上げる。

2014年1月

早稲田大学比較法研究所長 榎澤能生